

(案)

パーソナルコンピュータ賃貸借契約書

(「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約)

沖縄県コザ児童相談所 所長 小渡 順子 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、パソコン等情報機器
(以下「機器等」という。) の賃貸借に関し、次の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、甲に対し、この契約の条項に従って機器の賃貸借を行うことを約し、甲は、これに対し、この契約に記載された賃借料を支払うことを約定するものとする。

(契約の内容)

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- 機器の品名及び数量 別紙1のとおり
- 設置場所 沖縄県コザ児童相談所 (沖縄市知花6丁目34番6号)
- 賃借料金 円 (月額 円×36カ月)

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので賃借料に10/110を乗じて得た額である。

- 賃借期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。
- 契約保証金 沖縄県財務規則第101条による

(賃借料の支払)

第3条 乙は、月ごとに賃借料 円をその月の翌月に、甲に対し書面により請求するものとする。

- 甲は、適法な支払請求書を受領してから30日以内に乙に支払うものとする。
- この契約が月の途中で解除された場合におけるその月の賃貸借料の額は、次の算式により得た額とする。

$$\text{第1項の月割額} \times \frac{\text{契約が解除されるまでのその月の日数}}{\text{その月の日数}}$$

(権利義務の移転禁止)

第4条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(案)

(機器の移転)

第5条 機器を第2条に掲げる設置場所から移転する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ行うものとする。この場合、機器の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(機器等の修理等)

第6条 機器等の故障又は障害が発生した場合、甲の要求により、乙は速やかに係員を派遣し、機器等を正常な状態に回復させなければならない。

2 乙は、機器等の故障又は障害により、正常な状態への回復が困難であると認めるときは、速やかに機器等の交換を行うものとする。

3 機器等の修理及び交換に要する一切の費用は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由があるときは、この限りではない。

(動産総合保険の付保)

第7条 乙は、賃貸借期間中機器に動産総合保険を付保し、その費用は乙の負担とする。

(善管義務)

第8条 甲は、機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) 乙がこの契約を履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(3) 乙からこの契約の解除の申出を受けたとき。

(4) 乙が行政庁に処分されたとき。

(5) 乙の従業員が不正又は違法行為を行い、業務の遂行ができないと認められたとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）であるとき。

(7) 乙の役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(8) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(9) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(案)

(10) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、この契約を解除することができる。

3 甲又は乙は、第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除した場合、これによって生じる相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

(不当介入に関する通報・報告)

第10条 乙は、この契約に関して、自ら暴力団又は暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(歳入歳出予算の減額又は削除による契約の解除)

第11条 この契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく契約であり、甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を一部または全部を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害を甲に請求することはできない。

(損害賠償)

第12条 甲の故意、又は重大な過失により機器に損害が生じた場合、乙は甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。

2 前項の損害賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。この場合において、乙は、甲の責に帰すべき事由により生じたものについて、損害保険その他損害をてん補するものがあるときは、甲にこれを請求しない。

(立入及び秘密保持)

第13条 乙は、機器の搬入又は交換・修理等のために機器の設置された場所に立ち入ることができる。この場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

2 乙又は、乙の指示に基づいて納入、交換・修理等の業務に従事するものは、その職務上知り得た業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

(個人情報の保護)

第14条 乙又は、乙の指示に基づいて納入、交換・修理等の業務に従事するものは、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙2個人情報取扱特記事項を守らなければな

(案)

らない。

(契約終了後の個人情報流出防止措置に関する事項)

第15条 この契約が終了し、又は解除された場合は、個人情報流出防止措置として、乙は機器等の記憶装置を物理的に破壊、もしくは確実な方法により記憶装置内のデータを消去するものとし、契約の終了又は解除後、速やかに甲へ報告書を提出するものとする。

2 前項の個人情報流出防止措置実施に要する費用は、乙が負担するものとする。

(機器の返還)

第16条 この契約の終了時において、乙が納入した物のうち、マウス及びメーカー提供のマニュアル等の付属品（消耗品に相当する物を含む。）については、甲の欠落を認めるものとする。

2 この契約の終了又は契約の解除により機器等を返還する場合は、これに要する費用は、その返還が甲の責めに帰する場合はほか乙が負担するものとする。

(アプリケーションソフト使用权)

第17条 この契約の終了又は契約の解除により、乙が甲に使用許諾したアプリケーションソフトの使用权は消滅する。

2 乙は、前項の使用权の消滅後、甲がアプリケーションソフトの著作権を有する者から使用权の設定を受けた場合、引続きアプリケーションソフトを使用することができるよう、甲に協力するものとする。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関して紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

(協議)

第19条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自1通を保有する。

(案)

令和8年 月 日

甲 沖縄県沖縄市知花6丁目34番6号
沖縄県コザ児童相談所
所長 小渡 順子

印

乙

印

別紙2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約による事務を行うにあつては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、本契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、本契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、本契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、本契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第7 乙は、本契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第8 乙は、本契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第9 乙は、本契約による事務を行うにあたり取り扱う個人情報の状況について、甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第11 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。